

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日廿一日廿四日廿七日三十日十回施行)

縣報 第三百廿八號

明治三十七年六月六日

和歌山縣

○公文

○和歌山縣告示第百五十一號

左記ノ通り狩獵免狀遺失ノ旨届出タリ

明治三十七年六月二日

和歌山縣知事 伯爵 清樓家教
和歌山縣西牟婁郡串本町九百八十五番地

一乙種狩獵三等免狀

第一七一號

明治三十六年十月十五日下付

○和歌山縣告示第百五十二號

右明治三十七年一月中東牟婁郡古座町ニ於テ遺失ス

伊都郡橋本町大字東家七十七番地

開業產業

佐々木 八千代

右今般和歌山縣有田郡湯淺町大字湯淺五百三十一番地へ轉住ノ旨ヲ以テ訂正出願ニ付本日
和歌山縣產業名簿ヲ訂正ス

縣報第三百二十八號 明治三十七年六月六日 第三種郵便物可

○和歌山縣告示第百五十三號
明治三十七年六月二日 和歌山縣知事 伯爵 清樓家教

有田郡湯淺町大字湯淺八百八十七番地

開業產業

林 ソノ

右者今般婚姻ノ旨ヲ以テ取消願出ニ付本日和歌山縣產業名簿ノ登録ヲ取消ス

明治三十七年六月二日 和歌山縣知事 伯爵 清樓家教

○和歌山縣告示第百五十四號
畜牛結核病豫防法第一條ニ依リ左ノ期間ニ於テ畜牛ノ検査ヲ行フ

但検査ノ日時及場所ノ細別ハ所轄警察官署之ヲ指定ス

明治三十七年六月四日

和歌山縣知事 伯爵 清樓家教

伊都郡

域

檢査期間

日

數

那賀郡

從八月五日至八月十六日

十

二

日

間

和歌山市

從八月十七日至九月九日

二

十

四

日

間

和歌草郡

從九月十日至十月一日

二

十

四

日

間

有田郡

從十一月四日至十一月十七日

三

十

三

日

間

天氣記事		雨量	平均風力	最高氣溫	最低氣溫	最多風向	平均氣壓	天氣	雨量	記事
微雨		午后時々	半晴小雨	二一度八	二七度二	一八度五	七六〇耗○	一九度九	二三度五	七五六耗五
雨		十分間微雨	○耗○	三米五	南西	西南西	七五三耗五	一八度四	二〇度○	七六一耗五
雨		午前三時	晴	三米八	西南西	北々西	七五二耗三	二〇度八	二六度三	七五二耗三
雨		午前十時	雨夾雪	一米三	北々西	南々西	七五八耗六	二二度五	二七度○	七五二耗三
雨		四十三分	雨夾雪	四米一	西北西	西北西	七五二耗三	二二度三	二七度○	二七度○
雨		五十九秒	晴	三米一	南	南	七五二耗三	二七度○	一五度六	一八度九
雨		午前八時	○耗九	五米四	晴	晴	七五二耗三	二七度○	一五度六	一五度六
雨		午前八時	前夜未ノ 降雨午前 二時廿分 歇々	三米一	晴	晴	七五二耗三	二七度○	一五度六	一五度六
雨		午後十時	月暉アリ	五米四	晴	晴	七五二耗三	二七度○	一五度六	一五度六
雨		午ヨリ夜	牛過迄時	牛過迄時	牛過迄時	牛過迄時	七五二耗三	二七度○	一五度六	一五度六

○觀測		明治三十七年六月一日ヨリ三日間當地氣象情況				○觀測		明治三十七年六月一日ヨリ三日間當地氣象情況			
種類	月日	六月一日	六月二日	六月三日	六月四日	種類	月日	六月一日	六月二日	六月三日	六月四日
前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
黑潮第三百二十八號	明治三十七年六月六日	第三種觀測	明治三十七年六月六日	第三種觀測	明治三十七年六月六日	第三種觀測	明治三十七年六月六日	第三種觀測	明治三十七年六月六日	第三種觀測	明治三十七年六月六日
西牟婁郡稻成村長	右六月一日認可	有田郡津木村助役	右六月二日認可	樺崎角兵衛	樺崎角兵衛	西牟婁郡稻成村長	右六月一日認可	有田郡津木村助役	右六月二日認可	樺崎角兵衛	樺崎角兵衛
日高郡	從十一月十八日至十二月二日	東牟婁郡	從十二月三日至十二月二十四日	高木多米造	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日	日高郡	從十一月十八日至十二月二日	東牟婁郡	從十二月三日至十二月二十四日	高木多米造	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日
西牟婁郡	從十二月三日至十二月二十四日	東牟婁郡	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日	樺崎角兵衛	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日	西牟婁郡	從十二月三日至十二月二十四日	東牟婁郡	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日	樺崎角兵衛	從明治廿九年二月一日日至全年一月三十日
十 五 日 間	二十 二 日 間	十 六 日 間	十 六 日 間	十 六 日 間	十 六 日 間	十 五 日 間	二十 二 日 間	十 六 日 間	十 六 日 間	十 五 日 間	二十 二 日 間

明治三十三年五月八日第三號郵便物認可

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十七年六月五日印制

金券類

和歌山縣

印 制 所 和歌山市久保町一丁目一番地
大 地 友 天 二十 九 丁 目 久保町一丁目
部 部

第三百二十八號

明治三十七年六月六日

第三百二十八號

三萬

ヨリ二一秒
明入着戻

四十五分
海上風雨
ノ寄成テ
無隙ス

○和歌山縣令第三十二號

宿屋營業取締規則左ノ通り改正ス

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事　伯爵　清　樓　家　敬

宿屋營業取締規則

第一條

宿屋營業トハ旅人宿、下宿屋及木質宿ヲ營業トスルモノナ云フ

第二條　宿屋營業ヲナサントスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ原由テ許可ヲ受ク
ヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一 族籍、住所、氏名及生年月日

二 營業ノ種別及場所

三 商號又ハ屋號

四 前住所

五 營業所周囲ノ略圖、建物配置平面圖(間取共)及敷地ノ坪數

坪數間取其ノ他一部ノ變更ノ場合ニ限り前項第五號ノ圖面ハ其ノ部分ヲ詳ニシタル圖面
ヲ以テ足ル

第三條　左記各項ニ該當スルモノハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ハ風俗ヲ素ルノ所爲アリト認メラル、者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メラル、者

三 強窃盜、詐欺取財ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、受寄財物ニ關スル罪、莊物ニ關スル罪、賭

博ノ罪ナ犯シテ處刑セラレタル者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但後改ノ情
著シキ者ハ此限リニアラズ

四 被監視中ノ者

許可ノ後前各號ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ
其ノ營業ヲ停止スヘシ

第四條　營業用ノ建物ハ警察官署ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第五條　左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但死
亡、失踪又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主、後見人相親人其ノ他ノ最近親族ニ於テ其ノ手續
ナナスベシ

一 族籍、住所、氏名及商號又ハ屋號ヲ變更シタルトキ

二 三日以上休業セントスルトキ

三 營業死亡失踪又ハ逃亡シタルトキ

四 營業所ヲ他ノ警察管轄内へ移轉シタルトキ

前項三、四ノ場合ニ於テハ其ノ届出ト同時ニ許可証ヲ返納スヘシ

第六條　支店ヲ設クルモノ又ハ事故ノ爲メ自ラ其ノ營業ニ從事セサルモノハ營業管理人ヲ
定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シテ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受
クヘシ

營業管理人ハ營業者ニ代テ其ノ責ニ任スヘシ

第七條

相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲナシトスルモノハ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘン。

譲受ノ場合ニ於テハ譲渡人家曾相續ノ場合ニ於テハ生存被相續人前項ノ願書ニ連署スヘシ

第八條

歎回ノ處刑ヲ受クルモ爾本則ヲ遵守セサル者ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第九條 营業上ニ使用スル男女ヲ雇入レタルトキハ五日以内ニ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日前住所及前職業ヲ所轄警察官吏ニ届出ツヘシ其解雇シタルトキ亦之ニ準スヘシ但一週間以内ノ臨時雇ハ此限リニアラズ

第十條 营業者及其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 宿泊料ノ定額ハ客ノ見易キ場所ニ掲示スルコト但警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ特ニ英文ヲ以テ記載セシムルコトアルヘシ

二 客引行為ヲ爲スヘカラサルコト

三 宿泊料ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ收受シ若クハ預り置カントスルトキハ所轄警察官吏ノ承認ヲ受クルコト

四 嘘泊人ニ遊興ヲ勧メ又ハ宿泊料以外ノ金額ヲ得ル目的ヲ以テ客ノ需メナキ飲食物ヲ供スヘカラサルコト

五 客ニ面會ヲ求メ又ハ通信ヲナス者アルトキハ速ニ之ヲ拒次キ懲戒スヘカラサルコト

六 正當ノ事由ナクシテ宿泊ノ求メヲ拒絕スヘカラサルコト

七 客ヨリ其ノ携帶品ノ買入賣却等ノ依頼ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

八 定員以上一室ニ合宿セシムヘカラサルコト但客ノ承諾アリタルトキハ此限リニアラス

九 客ノ意ニ反シテ他人ヲ同室セシムヘカラサルコト

十 宿泊人疾病ニ罹リタルトキハ醫藥、食物等ノ需メニ應シ急切ニ取扱ヒ若ク傳染病ノ疑アルトキハ即時所轄警察官吏ニ申告スルコト

十一 客ノ爲メニ立替ヘ支拂フヘキ車貿、船貿等ハ定額ヲ超ニヘカラサルコト

十二 客ノ遺留品ハ確實ニ保管レ送還ノ手續ヲナスヘシ若シ送還シ能ハサルトキハ速ニ所轄警察官吏ニ届出ツルコト

十三 客ノ需メタル商人等ヲ客室ニ入ラシムヘカラサルコト

十四 便所ハ清潔ニ酒毒シ時々防臭剤ヲ投ヘキコト

十五 漆車、漆船ノ發着時刻ヲ詐リ客ニ迷惑セシムル等ノ行為アルヘカラサルコト

十六 客ニシテ身分不相應ノ金品ヲ持シ又ハ不善ト認ムルモノハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十七 寢具類ハ時々日光消毒法ヲ行フコト

十八 不潔ナル夜具、敷物其ノ他ノ器具ヲ使用スヘカラサルコト

十九 薬粧又ハ酌物ヲ寄寓セシムヘカラサルコト

二十 胸緒核其ノ他人ノ嫌忌スヘキ病歟アルモノハ客ヲ接遇シ又ハ飲食物ノ開理ヲ爲スヘカラサルコト

廿一 宿泊人外出シ二日ヲ經テ其ノ所在不明ナルトキハ速ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

第十一條 營業者ハ宿泊人名簿ヲ備ヘ左ノ各號ヲ詳細登記シ警察官吏ノ点検ニ供スヘシ若シ旅行免狀ヲ要スル外國人ナルトキヘ其ノ免狀寫ヲ添附スヘシ

一 本籍又ハ國籍、身分、職業、住所氏名、生年月日

二 到着ノ月日時及前夜宿泊地

三 旅行ノ事由

四 規模ノ同行者アルトキヘ其ノ續柄

宿泊人届ハ別紙第一様式ニ依リ前項各號ヲ具シ當日内ニ所轄警察官署又ハ巡査駐在所、派出所ニ届出ツヘシ但夜間十二時後ノ宿泊人ハ當日午前九時迄ニ届出ツヘレ
警察官署、巡査駐在所、駐出所ヨリ十五町以上隔リタル地ノ營業者ハ前項ノ届出ヘ帳簿ナ以テナスコトナ得但巡査駐在所ヨリ二十町以上隔リタル地ニ在リテハ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケ一週間毎ニ届出ナスコトナ得

警察官吏ノ檢閱ヲ受ケタルトキハ前項ノ届出ヲ要セズ

第十二條 宿泊人外國人ナルトキハ其ノ届出ヲ要スル事項ヲ告ケ之ヲ宿泊人名簿ニ記載セ

シムヘシ

記載ヲ要スル事項ハ原文ヲ以テ記シ置キ之ヲ示スヘシ

第十三條 宿泊人出發届ハ別紙第二様式ニ依リ速ニ所轄警察官署又ハ巡査駐在所派出所ニ届出ツヘシ

本條ノ場合ニ於テモ亦第十一條第三項第四項ヲ準用ス

第十四條 宿泊人名簿ハ筆白ヲ置カス順次記入シ誤記アルトキハ之ヲ訂正シ其ノ紙數ヲ除却スヘカラス但使用ノ紙滿壹ヶ年間保存スヘシ

第二章 旅人宿

第十五條 旅人宿トハ一定ノ宿泊料ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第十六條 旅人宿ハ客室十坪以上ヲ有スル家屋ニアラヤレハ營業スルコトヲ得ス但土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルヘシ

第十七條 客室ノ構造、裝置及設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 客室ハ光線ノ取リ方及空氣ノ流通ヲ完全ニスルコト

二 二階以上ノ客席ニシテ十五坪以上アルモノハ適當ナル場所ニ幅三尺以上ノ梯子二個以上ヲ設クルコト

三 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ハサル場所ニ設ケ屎尿池ハ石槽廐器等ヲ以テ造リ其ノ周圍ハ

裸喫菸又ハ石廐ナスコト

四 客室ハ旅客一人ニ付一坪半ヲ下ルヘカラサルコト但同行者ハ此限リニアラス

五 客室ノ入口ニハ室ノ番號定員ヲ掲示スルコト
六 客用ノ夜具ハ清潔ナル白地ノ敷布、掛簾ヲ用ヒ枕ハ白布ヲ以テ包ムコト

第三章 下宿屋

第十八條 下宿屋トハ賄料、座敷料ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第十九條 宿泊人ノ族籍及氏名ハ之ヲ店頭若クハ門戸ニ掲出スヘシ

第二十條 本則第十七條第一號乃至第五號ノ規定ハ下宿屋ニモ亦之ヲ適用ス

第四章 木質宿

第二十一條 木質宿トハ賄ナ爲サス木質其ノ他ノ諸費ヲ受ケテ人ヲ宿泊セシムルモノヲ云フ

第二十二條 本則第十七條第一號第一號ノ規定ハ木質宿ニモ亦之ヲ適用ス
營業者ハ宿泊人外泊簿ヲ備ヘ置キ客人ニ外泊セシ者アルトキ々之ヲ記載スヘシ

第五章 罰則

第二十三條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
前項ノ制裁ハ何人ノ所爲ト雖ニ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

第二十四條 読設ノ宿屋營業者ニシテ本則ニ抵觸スルモノハ來ル六月三十日迄ニ本則ニ依リ相當手續ヲ爲スニアラサレハ許可ノ効ヲ失フヘシ

四

第一號様式(用紙美濃紙)

午前 時 分	月 日	到着ノ 月 日 時	前夜旅行ノ 宿泊地事由	明治年 月 日宿泊人居			
				族籍又ハ國籍身 分職業住	旅人宿 市 郡 (下宿屋) 木質宿	村 町 大字 番地	姓 名
							氏名生年月日

記入例

- 一族籍又ハ國籍ノ欄ニハ内国人ナルトキハ族籍、外国人ナルトキハ國籍ヲ記スヘシ
- 一外國人ニシテ帝國內ニ居住テ有セサル者ニ關シテハ外國ニ於ケル住所ヲ記載スヘシ
- 一宿泊人親族ノ同行者横欄ハ氏名ノ傍ラニ妻又ハ長男次女若クハ甥姪ト記入スヘシ
- 一華族、文武官吏、帝國議會議員、府縣會議員、外國公使館員、領事館員、官立府縣立學校教員ハ其ノ爵位、官、職氏名ノミ記載スルコトナ得

一 軍隊ハ其ノ隊名、指揮官ノ官職、氏名及其ノ人員ヲ記載シ教員、役員等ノ引率セル學校生徒ハ其ノ校名、引率者ノ氏名及人員ヲ記載シ他ヲ省略スルコトゾ得

第二號様式(用紙美濃紙)

明治 年 月 日宿泊人出發届		旅人	市 郡	村 大字	番地
到着セシ	出發ノ	月 日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
月 日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時	月 日 時
午前	時 分	午前	時 分	午前	時 分
后		后		后	

○和歌山縣令第三十三號

料理屋及飲食店營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事

柏曾 清 樓 家 敦

五

料理屋及飲食店營業取締規則

第一條 料理屋及飲食店營業ナキントスル者ハ左ノ各項ナ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一族籍住所氏名及生年月日

二 營業ノ場所

三 營業用家屋ノ平面圖

四 商號又ハ屋號

五 前住所

六 妻及未成年者ニアリテハ民法ノ規定ニヨリ許可ヲ與ヘタル者ノ連署

第二條 左記各項ニ該當スルモノハ營業者又ハ其ノ營業管理人タルコトヲ得ス

一 秩序又ハ風俗ヲ棄ルノ所爲アリト認メラル、者

二 本則ヲ遵守スル能力ナシト認メラル、者

三 強盜、詐欺取財ノ罪、猥褻姦淫ノ罪、受寄財物ニ關スル罪、貯物ニ關スル罪、賭博ノ罪ヲ犯シテ處刑セラレタル者及本則ニ依リ營業許可ヲ取消サレタル者但悛改ノ情著シキ者ハ此限リニアラス

四 被監視中ノ者

許可ノ後前各號ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スヘシ

第三條 営業用ノ建物ハ警察官署ノ検査ヲ經ルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第四條 左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但死亡失踪又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主後見人相續人其ノ他ノ最近親族ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 族籍、住所、氏名及商號又ハ屋號ヲ變更シタルトキ

二 廢業、死亡、失踪又ハ逃亡シタルトキ

三 第八條ノ雇婦ヲ解雇シ若シクハ家族ノ婦女ヲシテ客ヲ接遇セシムルコトヲ停止シ又ハ其ノ死亡若シクハ逃亡シタルトキ

四 営業所ヲ他ノ警察管轄内ニ移轉シタルトキ

第五條 支店ヲ設ケルモノ又ハ事故ノ爲メ自ラ其ノ營業ニ從事セサルモノハ營業管理人ヲ定メ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

營業管理人ハ營業者ニ代テ其ノ責ニ任スヘシ

第六條 相續其ノ他ノ事由ニ依リ營業ノ繼承ヲ爲サントスルモノハ其ノ族籍、住所、氏名、生年月日及前住所ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

譲受ノ場合ニ於テハ讓渡人家督相續、場合は於テハ生存被相續人前項ノ願書ニ連署スヘシ

第七條 故回ノ處罰ヲ受クルモ尙本則ヲ遵守セサルモノハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停

六

止テ命スルコトアルヘシ

第八條 营業用ノ爲メ婦女ヲ雇入レントスルトキハ其ノ族籍住所氏名生年月日前住所及前職業ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ家族ノ婦女ヲシテ客ヲ接遇ニ從事セシメントスルトキ亦之ニ準スヘシ但酌婦ノ雇入ハ此限リニアラス

第九條 营業者及其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 密賣淫ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレタル者又ハ藝妓、酌婦營業取締規則第五條ニ該當スル婦女ヲ同居セシメサルコト

二 藝妓ヲ寄寓若シクハ宿泊セシメサルコト

三 藝妓ニアラサルモノヲシテ之ニ紛ハシキ営業ヲナキシメサルコト

四 夜間拾貳時後ハ歌舞音曲其ノ他喧擾ニ涉ル所業ヲナキシメサルコト

五 濫リニ飲食遊興ヲ勧メ又ハ客ノ需メナキ酒肴ヲ供スヘカラサルコト

六 客ヲ宿泊セシムヘカラサルコト但警察官吏ノ承認ヲ得タルトキハ此限リニアラス

七 客ニ面會テ求メ又ハ通信ヲナスモノ等アルトキハ速ニ取次クヘキコト

八 飲食又ハ遊興料ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ收受シ若シクハ預リ置カントスルトキハ所

轄警察官吏ノ承認ヲ受クルコト

九 客ヨリ携帶品ノ質入、賣却等ノ依頼ヲ受ケタルトキハ直ニ所轄警察官吏ニ申告スルコト

十 客ノ疾病ニ罹リタルトキハ醫藥食物等ノ需メニ應シ懇切ニ取扱ヒ若シ傳染病ノ疑ア

ルトキハ即時所轄警察官吏ニ申告スルコト

十一 客ノ爲メニ立替ヘ支拂スヘキ車貿船貨等ハ定額ヲ超ユヘカラサルコト

十二 客ノ遺留品ハ確實ニ保管シ送還ノ手續ヲ爲スヘシ若シ送還シ能ハサルトキヘ速ニ

所轄警察官吏ニ届出ツルコト

十三 客ニシテ身分不相應ノ金品ヲ所持シ又ヘ不審ト認ムルモノハ速ニ所轄警察官吏ニ

申告スルコト

十四 肺結核其ノ他人ノ嫌忌スヘキ病症アル者ハ營業ニ從事スヘカラサルコト

十五 酔婦ニアラサルモノナシテ客ノ接遇ニ從事セシメサルコト

第十條 営業組合ヲ設ケントスルモノハ規約及代表者ヲ定メ所轄警察官署ニ届出テ認可ナ

受タヘシ

第十一條 待合茶屋芝居茶屋遊船宿等ノ名義ノ如何ニ拘ラス客席ヲ設ケテ客ニ酒肴ヲ供スル營業者ハ料理屋ト見做シ本則ヲ適用ス

料理屋ニシテ仕出しシノミチ爲ス者飲食店ニシテ製賣ノミチ爲ス者ニハ本則ヲ適用セス

第十二條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ制裁ハ何人ノ所爲ト雖トモ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

附 則

第十三條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス但第九條第二號ハ來ル十二月三十一日迄其ノ施行ヲ延期ス

○和歌山縣令第三十四號

藝妓及酌婦營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十七年六月一日

和歌山縣知事 伯爵 清 棲 家 敦

藝妓及酌婦營業取締規則

第一條 本則ニ於テ藝妓ト稱スルヘ客ノ需メニ應シ酒席ニ於テ歌舞音曲其ノ他ノ遊藝ヲ爲スナ營業トスルモノナムヒ酌婦ト稱スルハ酒席ノ酌ニ從事スルヲ營業トスルモノナムヒ

第二條 藝妓酌婦ノ營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

一 族籍、住所、氏名、生年月日及藝名アルモノハ其藝名

二 戸籍謄本

三 未成年者ナルトキハ戸主又ハ後見人并ニ親權ヲ行フ父兄ヘ母其ノ父母共ニアラサルトキヘ最近親族ノ連署

四 有夫ノ婦ナルトキハ夫ノ連署

五 健康診斷書

第三條 評察管轄ナ異ニスル地ニ移轉セントスルトキヘ即日其許可証ヲ返納シ移轉先地ニ

於テハ更ニ前條ノ手續ニ依ルヘレ

第四條 左ノ事項ハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出テ許可証ヲ返納シ又ハ書換若クハ再渡テ請フヘシ但シ死亡又ハ逃亡ノ場合ニ於テハ戸主後見人、相

擅入其ノ他ノ最近親族又ハ置屋營業者若クハ家主ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 族籍住所氏名及藝名ヲ變更シタルトキ

二 許可証ヲ亡失毀損又ハ汚損シタルトキ

三 廉業死亡又ハ逃亡シタルトキ

第五條 左ノ各項ニ該當スルモノハ藝妓又ハ酌婦營業者タルコトヲ得ス

一 盗罪賭博罪、拐帶罪、及密賣淫ニ關スル罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者但悛改ノ情著シキモノハ特ニ許可スルコトアルヘシ

二 被監視中ノ者

三 風俗ヲ害スル行爲アリト認メラル、者

四 肺結核其ノ他人ノ嫌忌スヘキ病症アル者

許可ノ後前各項ニ該當スル事由ヲ生シタルトキハ警察官署ニ於テ其許可ヲ取消シ又ハ其ノ營業ヲ停止スヘシ

第六條 營業中ハ許可証ヲ携帶スルコト

一 營業先ニ於テ宿泊スヘカラサルコト但疾病其ノ他止ムヲ得ス宿泊セントスルトキハ所轄警察官吏ニ届出フヘシ

四 藝妓ノ花代金額ハ豫メ警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦

同シ

五 夜間十二時後客席ニ侍スヘカラサルコト

六 屢人周旋營業者若クハ密賣淫ニ關スル罪ニ依リ處刑ヲ受ケタルモノ、家ニ寄寓セラルコト

七 藝妓ハ宿屋、料理屋又ハ飲食店ニ寄寓スヘカラサルコト

八 自宅又ハ他家ニ於テ遊客ト同宿スヘカラサルコト

九 何等ノ名義ヲ拘ハラス客ニ對シ定額外ノ金錢又ヘ物品ヲ請求スヘカラサルコト

十 宿泊ヲ要スル旅行ヲ爲サントスルトキハ其ノ行先地ヲ詳カニシテ所轄警察官吏ニ届出テ且第三號但書ノ届出ヲ爲スコト

十一 酔婦ハ遊藝稼業ヲ兼ヌルヲ得ス又客席ニ於テ歌舞音曲其ノ他ノ遊藝ヲナスヘカラサルコト

第七條 本則ニ違犯シタルモノハ拘留又ヘ科料ニ處ス

附 則

第八條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス但第六條第七號ハ來ル十二月三十一日迄

其ノ施行延期ス

○和歌山縣令第三十五號

明治三十七年六月一日

藝妓置屋營業取締規則

第一條 藝妓置屋營業トハ藝妓ヲ寄寓セシムルヲ以テ營業トスルモノヲ云フ
第二條 藝妓置屋營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ヲ具シ所轄警察官署ニ顕出テ許可ヲ受
クヘシ支店ヲ設ケントスル者及營業所ヲ變更セントスル者亦同シ

一 諸鋪住所氏名及生年月日

二 營業所

三 營業用家屋ノ平面圖

四 商號又ハ屋號

五 前住所

第三條 料理屋及飲食店營業取締規則第二條乃至第七條ノ規定ハ藝妓置屋營業者ニモ亦之
テ準用ス

第四條 營業者又ハ其ノ營業管理人ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

- 一 密淫賣ニ關スル罪ニ依リ處刑セラレタル者及藝妓置屋營業取締規則第五條ニ該當ス
ル者ナ同居セシメサルコト但藝妓ニシテ營業停止中ノ者ハ此限リニアラス
- 二 居人周旋營業ヲ兼業スヘカラサルコト
- 三 遊客ヲ宿泊セシムヘカラサルコト
- 四 料理屋飲食店ニ紛ハシキ行爲ヲ爲スヘカラサルコト
- 五 肺結核其ノ他人ノ難忍スヘキ病症アル者ハ同居スヘカラサルコト

九終

第五條 本則ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科科ニ處ス

前項ノ制裁ハ何人ノ所爲ト雖モ營業者又ハ營業管理人ニ科ス

附 則

第六條 本則ハ明治三十七年七月一日ヨリ施行ス